

平成30年(行コ)第119号
損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)
控訴人 光城 敏雄 外1名
被控訴人 大東市上下水道事業管理者

平成31年1月18日

控訴審答弁書

大阪高等裁判所 第13民事部 A1係 御中

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号

俵ビル2階 俵法律事務所(送達場所)

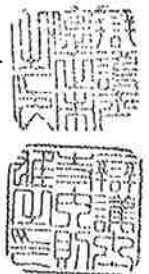
電話 06(6323)6700

FAX 06(6323)5510

被控訴人訴訟代理人

弁護士 俵 正 市

(主任) 弁護士 寺内 則 雄



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する認否・反論

- 1 請求3及び4(本件入札につき談合を知り、あるいは知り得たにもかかわらず、これを容認して本件原契約を締結した不法行為に関して)について。

控訴人らは、原工事及び変更工事の内容等について知ったのは、本件訴え提起後（平成28年3月23日）の同年12月19日であること、本件原契約に関する損害は契約が全て履行されるまで未確定であること、を根拠に請負代金が最終的に支払われた平成27年4月8日から監査請求期間は起算されるべきである旨主張する。しかし、請求3及び4は不真正怠る事実に関するものであり、原工事及び変更工事の内容とは無関係であり、原判決が判示するように平成27年2月27日から談合の存在について相応の根拠をもって主張できる調査・検討に10か月以上も要するとは考えられず（原判決28頁）、地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」は存しない。

また、本件原契約の締結自体が不法行為に該当することを前提とする限り、損害の発生が現実化したか否かは無関係である。

- 2 請求5及び6 [本件設計書から本件建築付帯設備工事に掛かる費用（以下、本件追加工事費用という）が漏れていたのに、何ら訂正等することなく本件入札を実施し、本件原契約と本件変更契約の締結、これら各契約に基づく本件支出命令及び本件支出による不法行為に関して] について。

控訴人らは、変更契約の内容が原契約の設計図に記載されている原契約の内容となっている工事であることが平成28年12月19日以降明らかとなったので、変更契約と原契約を分けて主張しているが、改めて金額を上乗せした変更契約は、原契約の違法性の内容そのものである旨主張する。しかし、上記下線部分は事実を反するばかりか [本件入札の予定価格の元になったのは「設計書」であって「設計図」ではないし、「設計図」に記載されているものが原契約の内容になっているものではない]、変更契約の内容が資料不足から明らかになっていなかったというよりも、むしろ控訴人らの調査・検討が不十分であったことに起因するものである（控訴人らは変更契約が2度に亘ることを甲1で主張している）。

いずれにしても、本件原契約の締結日から監査請求期間を経過し、地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」も存しないことは原判決が判示するとおりである（原判決31頁）。加うるに、本件変更契約、本件支出命令、本件支出のそれぞれが、不法行為に該当するとの訴えの変更は出訴期間を徒過した失当なものである。

- 3 請求7及び8（三住建設が本件追加工事費用を含めて積算した金額で本件入札に
応札し、同費用に係る費用を更に追加した請負代金を支出させた不法行為に関して）
について。

控訴人らは、相手方松本剛及び同三住建設が入札時に存在していた設計図には本
件追加工事が記載されているにもかかわらず、あたかも本件原契約外であったかの
ようにして代金の上積みをする本件変更契約を締結して、市に対し高額な損害を与
えたと主張する。しかし、原判決が判示するように控訴人らが主張する不法行為に
基づく損害賠償請求権を行使しないことが怠る事実であるとの主張は、監査請求手
続を経ていない不適法なものであり、仮にこの点を措くとしても、実体的にも本件
入札の対象となったのは、予定価格の元である設計書であり、設計図ではないこと
は前記のとおりであり、控訴人らの主張は事実を歪曲した失当なものである。

以上